商品概要説明書

ＪＡ新規就農応援資金

（2024 年 4 月 1 日現在）

商品名	ＪＡ新規就農応援資金
ご利用いただける方	以下の条件をすべて満たす方とします。 ○ 当ＪＡの組合員（正組合員、准組合員）の方、または、組合員(正組合員・准組合員)となることが見込まれる農業者等の方。 ○ 新規就農者の方。新規就農者には以下の方を含みます。 ①就農開始５年目までの方。 ②地域農業戦略（例：「地域農業振興ビジョン」において担い手経営体と位置づけられる方、または、担い手経営体と位置づけられることが見込まれる方）などを踏まえ、地元関係機関の支援が得られる方。 ③原則として個人(一戸一法人を含む)の方。 ※ 農家後継者の方は対象外となります。ただし、独立経営や新たな営農部門を開始する場合など、営農基盤を承継しない方は対象となります。 ○ 貸付年齢は、原則 55 歳未満となります。 ○ 原則として長野県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ長野県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。 ○ その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	農業経営にかかる設備・運転資金 ※ 生活資金は対象外となります。ただし、前所有者の経営を居抜き住居付で承継する場合は、居抜き住居取得資金を農業経営にかかる設備･運転資金に含めて取扱うことも可能です。
借入金額	○ 1,000 万円以内とし、所要額以内とします。
借入期間	○ 17 年以内（据置期間５年以内）。就農経過年数によって融資期間が異なります。詳細については、当ＪＡの融資窓口にお問い合わせください。
借入利率	○ 当ＪＡ所定の利率といたします。詳細については、当ＪＡの融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○ 証書借入とします。
返済方法	○ 証書借入における元金均等または元利均等返済で、毎月返済方式、年１回または年２回返済方式。ただし、借入期間が１年以内の場合は期日一括返済も可とします。 ○ 返済日はあらかじめＪＡが定めた特定の日とします。
担保	○ 担保は必要に応じて設定させていただくことがございます。
保証	○ 原則として長野県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○ 法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。 ○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場

	合がございます。 ○　連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させて頂きます。 【法人の場合】 ・経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） 【法人以外の場合】 ・共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 ○「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の１ヵ月以内に作成されたものに限ります。
保証料	○　一括前払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。 ①　一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額＿＿＿＿＿＿＿万円あたりの一括支払保証料は、 ５年の場合＿＿＿＿＿＿＿円、10 年の場合＿＿＿＿＿＿＿円となります。】 ②　分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 0.35％です。
手数料	○　お借入に際しては、当ＪＡ所定の手数料が必要となります。 また、ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合やご返済条件を変更される場合などにつきましても、当ＪＡ所定の手数料が必要となります。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○　苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または担当部署(注)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 （注）担当部署・・・当組合の窓口にお尋ねください。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○　紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合担当部署(注)またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 （注）担当部署・・・当組合の窓口にお尋ねください。 東京弁護士会　紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会　仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会　仲裁センター（電話：03-3581-2249） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

	・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他	○　お申込みに際しては、当ＪＡ、および原則として長野県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○　現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本商品にかかる当組合の担当部署

JA 洗馬 金融部 信用課 （電話：0263-53-5123）